

# 美馬市福祉避難所運営マニュアル

平成24年 2月

## 1. 総則

### ①目的

このマニュアルは東日本大震災のような大規模災害時において避難所での生活が困難な高齢者や障がい者などの災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を福祉避難所に収容するに当たって職員のとるべき行動をまとめたもので、要援護者の支援体制の強化を図ることを目的として作成したものである。

各自の役割について確認しておくとともに、災害時には不測の事態も想定されることから、このマニュアルに記載のない事項については、それぞれにおいて適宜判断し、迅速な対応を図るものとする。

### ②定義

#### 福祉避難所

福祉避難所とは一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの配慮を必要とする要援護者が安心して避難生活ができる体制が整備されている避難所のことをいう。災害発生直後から開設される避難所ではなく、必要に応じて開設される二次避難所であり、住民が直接避難する避難所ではない。

## 2. 平時における取組

### ①福祉避難所の指定

美馬市（以下「市」という。）は要援護者を受け入れるため、バリアフリー等に対応し、福祉避難所としての機能を有する施設を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

### ②生活必需物資の確保

非常時に備え、災害時における生活必需物資の調達に関する協定の締結等により、日常生活用品や食料、医薬品の安定確保、また、食糧や避難所用資機材等を計画的に補充するなど備蓄態勢の強化に努めるものとする。

#### 【要援護者に対応した生活必需品等の例】

食料：アルファ米（白がゆ・梅がゆ・アレルギーフリー（特定原材料25品目不使用）  
粉ミルク、栄養補助食品等

生活必需品：紙おむつ（小人用・大人用）、生理用品、車いす等

その他：ポータブルトイレ

### ③マンパワーの確保

福祉避難所の運営にあたっては要援護者の支援を行えるよう看護師、介護士、有資格ボランティア等の介助員の確保が重要であることから、美馬市社会福祉協議会や市内の介護サービス提供事業者から人的支援を得られるよう連携し、介助員の確保に努めるものとする。

また、家族などに見守りや簡単なケアについては積極的に協力してもらう体制の構築を検討するものとする。

#### ④災害時要援護者登録台帳の整備

要援護者の健康状態や必要な介護、家族構成などの情報を的確に把握しておくため、普段から民生委員や美馬市社会福祉協議会と連携し、登録内容の点検や追加を実施するものとする。

### 3. 災害時における取組

#### ①事前準備

福祉避難所開設にあたって救護班内に災害時要援護者対応班を設置し、災害時要援護者登録台帳などを基に要援護者の避難支援業務を的確かつ迅速に実施するとともに、24時間対応が必要な場合も考えられるため、福祉避難所担当職員を予め交代要員を含めて複数指名しておくものとする。また、この場合、美馬市社会福祉協議会にも協力を要請するものとする。

#### ②福祉避難所の開設

一般の避難所に避難した者のなかに福祉避難所入所に該当する要援護者がおり、災害時要援護者対応班員が福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の開設又は開設の要請（様式第1号）を行うとともに、移送の際に通知する書類（様式第2号）を作成するものとする。

#### ③移送

要援護者の受け入れ態勢が整い次第、受入可能な範囲内で優先順位の高い者から順に移送するものとする。移送は福祉避難所に指定された施設が行うよう努めるが、市災害対策本部においても福祉車両や救急車両を手配するなど要援護者の状態に最大限配慮した適切な移送手段の確保に努めるものとする。

#### ④福祉避難所の運営

市災害対策本部が福祉避難所を開設したときは事前に決めてある福祉避難所担当職員を派遣し、管理にあたらせるものとする。避難生活では生活環境の変化への戸惑いや活動力の低下などによって心身共に不安定になることも考えられるため、出入り口等への見守り員の配置や専門職による生活指導並びに健康相談等で気持ちを落ち着かせたり、医療機関等に巡回診療を求めたりするなど健康状態に十分配慮するとともに要援護者それぞれの配慮事項に応じた対応を図るものとする。

また、避難者名簿を作成し、随時更新するとともに、退所者があるときはできるだけ転出先の把握に努めるものとする。

施設管理者は介助員等に要する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出（様式第4号）を市に対して提出するものとする。

#### 【高齢者】

- ・ 避難所生活では活動力が低下し、筋力の衰えから寝たきり状態になりやすいので、健康状態に配慮し、体操や軽い運動など体を動かすことができる場所を可能な限り確保するものとする。
- ・ 認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図るものとする。

**【視覚障がい者】**

- ・ 福祉避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝えるものとする。
- ・ 拡声器等を使用し、最新の情報を確実に伝えるものとする。

**【聴覚障がい者】**

- ・ 伝達事項は紙に書いて知らせるものとする。
- ・ 掲示板等を使用し、必要な情報を適切かつ確実に伝えるものとする。
- ・ 災害時ボランティアセンターに手話通訳者の派遣を要請するものとする。

**【肢体不自由者】**

- ・ 車いすを確保するものとする。
- ・ 車いすが通れる幅の通路を確保するものとする。

**【知的障がい者】**

- ・ 環境の変化に馴染めず、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮に努めるものとする。

**【精神障がい者】**

- ・ 孤立してしまうことがないように、知人等と一緒に生活できるよう配慮に努めるものとする。

**【乳幼児】**

- ・ 退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮に努めるものとする。
- ・ ミルク用の湯の確保、ほ乳瓶の洗浄・消毒、沐浴の手段の確保に努めるものとする。
- ・ 授乳室やおむつ交換場所の確保に努めるものとする。

**⑤開設期間**

災害救助法に基づく福祉避難所を設置した場合の福祉避難所の開設期間は原則として7日間以内であるが、東日本大震災のような大規模災害の場合には事前に県（県は厚生労働大臣と協議）と協議し、同意を得た上で福祉避難所指定施設と協議を行い、必要最小限の期間を延長するものとする。

**⑥介助者の確保**

福祉避難所の運営状況から判断して、要援護者の介護・看護活動の補助や物資・資機材の輸送、防疫及び清掃活動、手話・外国語など情報伝達への支援協力などのボランティア派遣について、災害時ボランティアセンターに要請するものとする。

**⑦物資調達**

福祉避難所で必要とする物資は、その特性から幅広いものとなるが、要援護者に対応した日常生活用品、食料等の確保を図る必要がある。

不足物資がある場合は物資供給依頼票（様式第3号）に必要事項を記入し、市災害対策本部へ送付する。ただし、供給の依頼にあたっては余剰物資が発生しないように必要とする数量の的確な把握に努めるものとする。

## ⑧物資の管理・配給

搬送された物資については用途別に分類し保管するものとする。また、配給に当たっては、公平性の確保に最大限配慮して行うとともに、特別な配慮を必要とする要援護者については個別に対応するものとする。

例 衣類（男性・女性・子ども）、食料品、タオル、毛布、紙おむつ（大人用・小人用）、生理用品、医薬品、石けん、洗剤など

## ⑨仮設トイレの確保

福祉避難所内のトイレが使用できない場合は市災害対策本部に仮設トイレの設置を要請し、トイレの使用方法や注意事項について避難者への周知徹底を図るものとする。また、仮設トイレの清掃や消毒液の交換などの衛生管理は毎日行い、避難者の中に手伝える人がいれば協力を依頼するものとする。

## ⑩ごみ対策

施設管理者と協議の上、屋外の直射日光の当たらない場所をごみ集積所に指定し、避難者へ周知するとともに避難者各自で可燃、不燃ごみなど適切に分別するよう周知徹底を図るものとする。

## ⑪防疫

福祉避難所内で食中毒や感染症が流行しないように避難者等に協力を得ながら以下のことについて周知徹底を図るものとする

- ・ 手洗いの徹底（消毒液の確保）
- ・ 風邪や嘔吐下痢など体調を崩している避難者の有無の把握
- ・ 使い捨ての食器の使用を励行
- ・ トイレの使用に伴い排出されたごみや生ごみの取扱

## ⑫容態の急変等に係る対応

- ・ 要援護者の容態の急変等により医療処置や治療が必要となった場合には医療機関へ直ちに移送するものとする。
- ・ 福祉避難所での避難生活が困難な要援護者についてはショートステイ等により適切に対応するものとする。

## ⑬生活情報の提供

避難者が必要とする情報を市災害対策本部やテレビ、ラジオ、新聞等から収集し、掲示板など多様な手段で提供するものとする。

### 【必要とする情報】

- ・ 被災状況
- ・ 安否情報
- ・ 医療救護情報

- ・ 余震や天候の状況
- ・ ライフライン及び公共交通機関等の復旧情報
- ・ 生活再建情報
- ・ 仮設住宅情報

#### ⑭その他

- ・ 福祉避難所内の整理整頓は避難者を含め、全員で協力して実施するものとする。
- ・ 電話で避難者についての問い合わせがあった場合は避難者名簿と照合するものとする。ただし、福祉避難所の電話は受信専用とするため、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とし、受信状態のまま、呼び出しを行わないものとする。

#### 4. 福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の開設期間が長期化し、避難者数が減少してきた場合は、要援護者及びその家族に十分説明した上で他の避難所と統廃合を図るものとする。

福祉避難所に避難する要援護者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての指定を解除し、閉鎖するものとする。

災害発生

災害時における取り組み

福祉避難所の開設

- 福祉避難所の開設及び要援護者の受入に関する検討
- 福祉避難所の開設期間の検討

福祉避難所の運営体制整備

- 福祉避難所担当職員の配置
- 福祉避難所の運営体制の整備
  - 地域における身近な福祉避難所の運営体制整備、活動支援の実施
  - 地域における拠点的な福祉避難所の運営体制整備、活動支援の実施

福祉避難所における要援護者支援

- 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理
- 福祉避難所における福祉サービス提供
- 緊急入所の実施（連携）

福祉避難所の解除

- 福祉避難所の統廃合、撤収、解除

平常時における取り組み

社会福祉施設、医療機関等との連携

- 福祉避難所の設置運営に係る連携強化
- 緊急入所等への対応と連携強化

福祉避難所の指定

- 福祉避難所として利用可能な施設の把握
- 福祉避難所の指定
- 福祉避難所の指定要件の設定
- 福祉避難所の指定

福祉避難所の対象となる者の把握

- 福祉避難所の対象者の概数の把握
- 福祉避難所の対象者の現況等の把握

福祉避難所の運営体制の事前整備

- 災害時要援護者対応班の事前設置等
- 福祉避難所の運営体制の事前準備
  - 地域における身近な福祉避難所の運営体制の事前整備
  - 地域における拠点的な福祉避難所の運営体制の事前整備

物資・機材、人材、移送手段の確保

- 物資・機材の確保
- 人材の確保
- 移送手段の確保

福祉避難所の整備

- 福祉避難所の施設整備

福祉避難所の周知

- 福祉避難所の周知徹底

福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

- 訓練、研修等の実施
- 知識の普及啓発

福祉避難所指定一覧

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 健祥会 家 康	美馬市脇町大字脇町966番地	0883-53-7778



様式第1号

美総第 号  
平成 年 月 日

様

美馬市長 牧田 久

福 祉 避 難 所 開 設 要 請 書

「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書」に基づき、災害時における福祉避難所として、次の通り避難所の開設を要請します。

1. 開設期間

平成 年 月 日 ( ) 時から平成 年 月 日 ( ) 時まで

2. 福祉避難所使用施設

## 福祉避難所避難者名簿

〔避難施設名〕

氏名		電話	
住所			
入所日	平成      年      月      日		
要援護者を介助する家族の氏名			
家族・親族などの連絡先	住所		
	氏名		
	電話		
	住所		
	氏名		
	電話		
既往歴等			
避難所生活での注意事項			



介助員等に要する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出

〔避難施設名〕

①介助員等に要する人件費 (夜勤、宿直等に要する経費を含む)	日 勤 (日給・時間給)	円 / ( 日 ・ 時間)
	夜 勤 (日給・時間給)	円 / ( 日 ・ 時間)
	宿 直	円 / ( 日 ・ 時間)
②要援護者等に要する食費	朝 食	円 / 食
	昼 食	円 / 食
	夕 食	円 / 食
	計	円 / 食
③その他紙おむつ代等乙が直接支払いを行ったものに要した費用については実費相当額		

美馬市長 様

上記の通り届け出ます。

平成 年 月 日

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名